

氏名の振り仮名法制化における届出の実施について

1. 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」が公布され、市区町村長は戸籍、戸籍の附票及び住民基本台帳に氏名の振り仮名を記載するため、令和7年5月26日から1年間、届出の受付を実施する。

2. 届出期間及び届出方法

（1）令和7年5月25日までに出生された方

ア．届出期間 令和7年5月26日から令和8年5月25日まで（1年間）

イ．届出方法

- ①令和7年6月中旬から7月下旬頃に、仮の振り仮名を記載した通知を本籍地の自治体から住所地へ発送する。
- ②届出方法は(a)住所地または本籍地の窓口(b)マイナポータル (c)本籍地への郵送のいずれかによる。
- ③通知に記載の振り仮名が正しければ届出不要であり、その場合には、届出期間終了後に市区町村長記録となる。

（2）令和7年5月26日以降に出生された方

出生届時に振り仮名の届出をする。

	令和7年度											令和8年度		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
振り仮名の届出		発送		5/26 令和5年改正法 施行日							振り仮名の市区町村長記録			
		届出期間(令和8年5月25日まで)												
出生等届出														

3. 今後の予定

令和7年5月	5月5日号広報「たいとう」、HP、チラシ等により周知
令和7年5月26日	届出開始
令和7年6～7月	仮の振り仮名通知はがき発送
令和8年5月26日	市区町村長による氏名の振り仮名の記録開始